

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：平成28年9月1日（木）14時～16時

場所：関内新井ホール

次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 4 現在の事業推進状況
- 5 子どもの貧困対策に関する意見交換

【配布資料】

- 資料1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料4-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 資料4-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要
- 資料5-1 子どもの学習支援・生活支援関連事業一覧
- 資料5-2 子どもの貧困対策に資する地域等の主体的な取組に関する調査 実施結果（速報）
- 資料5-3 児童養護施設退所者現況調査について
- 資料5-4 平成28年度のひとり親家庭への支援事業について

【別添資料】

横浜市子どもの貧困対策に関する計画

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表	学校・福祉連携
2	オキノ マサミ 沖野 真砂美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表	生活・自立支援・子どもの育ち
3	コソノ ヤヨイ 小園 弥生	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画セン ター 横 浜 南 管 理 事 業 課 長	生活・自立支援・子どもの育ち
4	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長	生活・自立支援・子どもの育ち
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	児童家庭支援センターむつみの木 セ ン タ ー 長	生活・自立支援・子どもの育ち
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	ミズタニ ヒロコ 水 谷 裕 子	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク 理 事 長	学校・福祉連携
8	ミヤシタ ケイコ 宮 下 慧 子	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施 設 長	生活・自立支援・子どもの育ち
9	ムラタ ヨシオ 村 田 由 夫	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長	生活・自立支援・子どもの育ち
10	ヤマダ ミドリ 山 田 緑	横浜市立野庭中学校 学校・地域コーディネーター	学校・福祉連携
11	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授	生活・自立支援・子どもの育ち
12	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長	学校・福祉連携

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	ヨネオカ ユミエ 米 岡 由 美 恵	港 南 区 こ ど も 家 庭 支 援 課 長	生活・自立支援・子どもの育ち
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横浜市東滝頭保育園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
3	イトウ ヤスキ 伊 藤 泰 毅	港 北 区 生 活 支 援 課 長	学校・福祉連携
4	ウチダ タロウ 内 田 太 郎	こども青少年局 青少年相談センター 所長	学校・福祉連携
5	カイチ ヒデアキ 開 地 秀 明	こども青少年局 三春学園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
6	カワジリ モトハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 南部児童相談所 所長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	ミヤオ ガズロウ 宮 生 和 郎	横浜市立子安小学校 校長	学校・福祉連携
8	スズキ アツシ 鈴 木 厚	横浜市立新田中学校 校長	学校・福祉連携
9	アマノ シン 天 野 真 人	横浜市立横浜総合高等学校 校長	学校・福祉連携
10	ワタナベ キョウコ 渡 辺 香 子	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 統 括 ス ク ー ル ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー	学校・福祉連携

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

《 学校・福祉連携分科会》

【 有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	ミズタニ ヒロヨ 水 谷 裕 子	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク 理 事 長
3	ヤマダ ミドリ 山 田 緑	横浜市立野庭中学校 学校・地域コーディネーター
4	ワタナベ カツミ 渡 辺 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

【 行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	イトウ ヤスキ 伊 藤 毅	港 北 区 生 活 支 援 課 長
2	ウチダ タロウ 内 田 太 郎	こども青少年局 青少年相談センター 所長
3	ミヤオ カズロウ 宮 生 和 郎	横浜市立子安小学校 校長
4	スズキ アツシ 鈴 木 厚	横浜市立新田中学校 校長
5	アマノ シン 天 野 真 人	横浜市立横浜総合高等学校 校長
6	ワタナベ キョウコ 渡 邊 香 子	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 統括スクールのソーシャルワーカー

《 生活・自立支援・子どもの育ち分科会》

【 有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	オキノ マサミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
2	コソノ ヤヨイ 小 園 弥 生	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画セン ター 横 浜 南 管 理 事 業 課 長
3	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	児童家庭支援センター むつみの木 セ ン タ ー 長
5	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人 日本水上学園 園長
6	ミヤシタ ケイコ 宮 下 慧 子	母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア 施 設 長
7	ムラタ ヨシオ 村 田 由 夫	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長
8	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科 教 授

【 行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	ヨネオカ ユミエ 米 岡 由 美 恵	港 南 区 こ ど も 家 庭 支 援 課 長
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横浜市東滝頭保育園 園長
3	カイチ ヒデアキ 開 地 秀 明	こども青少年局 三春学園 長
4	カワジリ 基ハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 南部児童相談所 長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(H28.9.1現在)

	所 属 ・ 補 職	氏 名	分 科 会
局長	こども青少年局長	田 中 博 章	
部長	副局長(総務部長)	島 田 和 久	
課長	こども青少年局企画調整課長	渋 谷 昭 子	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局青少年育成課長	村 上 謙 介	学校・福祉連携
	こども青少年局放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子	学校・福祉連携
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一	学校・福祉連携
	こども青少年局障害児福祉保健課長	佐 藤 祐 子	学校・福祉連携
	こども青少年局子育て支援課長	齋 藤 真 美 奈	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育人材課長	伊 藤 ゆ かり	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人	学校・福祉連携
	健康福祉局企画課長	氏 家 亮 一	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局福祉保健課長	菊 池 孝	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局生活支援課長	霧 生 哲 央	学校・福祉連携
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	遠 藤 寛 子	学校・福祉連携
	教育委員会事務局指導企画課長	三 宅 一 彦	学校・福祉連携
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	蒲 地 啓 子	学校・福祉連携
	教育委員会事務局高校教育課長	西 村 英 純	学校・福祉連携
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	高 橋 三 樹 夫	学校・福祉連携
東部学校教育事務所指導主事室長	直 井 純	学校・福祉連携	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋	学校・福祉連携
	健康福祉局企画課担当係長	飯 田 学	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局生活支援課生活困窮者支援担当係長	黒 田 佳 和	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局福祉保健課担当係長	佐 藤 治 憲	生活・自立支援・子どもの育ち
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美	学校・福祉・地域連携

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿 (H28.9.1現在)

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	田 中 博 章
部長	副局長(総務部長)	島 田 和 久
課長	こども青少年局企画調整課長	渋谷 昭 子
	こども青少年局青少年育成課長	村 上 謙 介
	こども青少年局放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一
	こども青少年局障害児福祉保健課長	佐 藤 祐 子
	こども青少年局子育て支援課長	齋 藤 真 美 奈
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	こども青少年局保育・教育人材課長	伊 藤 ゆ か り
	こども青少年局保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人
	健康福祉局企画課長	氏 家 亮 一
	健康福祉局福祉保健課長	菊 池 孝
	健康福祉局生活支援課長	霧 生 哲 央
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	遠 藤 寛 子
	教育委員会事務局指導企画課長	三 宅 一 彦
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	蒲 地 啓 子
	教育委員会事務局高校教育課長	西 村 英 純
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	高 橋 三 樹 夫
東部学校教育事務所指導主事室長	直 井 純	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋
	健康福祉局企画課担当係長	飯 田 学
	健康福祉局生活支援課生活困窮者支援担当係長	黒 田 佳 和
	健康福祉局福祉保健課担当係長	佐 藤 治 憲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（以下、「計画推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」（以下、「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- （1）計画の推進に関すること。
- （2）支援に係る事業・取組の実施に関すること。

（委員）

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会議）

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（分科会）

第 5 条 次の左欄に掲げる分科会において、右欄に掲げる困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行うとともに、分科会の委員に助言を求める。

分科会の名称	意見交換・助言事項
学校・福祉連携分科会	学校と福祉の連携の視点を中心とする次に掲げる事項に関すること。 1 計画の推進に関すること。 2 支援に関する事業・取組の実施に関すること。
生活・自立支援・子どもの育ち分科会	生活面や自立支援の視点を中心とする次に掲げる事項に関すること。 1 計画の推進に関すること。 2 支援に関する事業・取組の実施に関すること。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（謝金）

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について

1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

(1) 計画策定の目的

横浜の将来を担う子どもの成長を守り、貧困の連鎖を防ぐことを目的として、実効性の高い施策の展開と支援が確実に届く仕組みづくりを進めるための「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を平成28年3月に策定しました。

(2) 計画の対象

ア 年齢層

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

イ 状況等

(ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭

(イ) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

(3) 対象期間

5か年（平成28年度～32年度）

(4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系 () は主な取組例

子どもの貧困対策の基盤 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

(乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)

5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る (学校と区役所等の連携 等)

施策2 子どもの育ち・成長を守る (ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等)

施策3 貧困の連鎖を断つ (将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等)

施策4 困難を抱える若者の力を育む (困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等)

施策5 生活基盤を整える (生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等)

2 計画の推進体制について

(1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議（以下「計画推進会議」とします。）

ア 位置づけ

計画推進会議は、子どもの貧困対策に関して、学識経験者などの専門家や、貧困を含む困難を抱える子どもや家庭に対する支援に関わっている方から、様々なご意見を伺うための懇談会です。

「懇談会」では、会議体として意見の取りまとめは行いません。

イ 委員構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、
区役所職員 計 22 人 2 計画の推進体制

ウ 意見交換・助言等の進め方

効果的・効率的な意見交換等を行うため、全体会と二つの分科会を設けます。

全体会と分科会の開催は、原則的に同日開催を予定し、全体会の開催後、各分科会に分かれ意見交換を行います。

(ア)全体会

- ・計画の推進に対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言

(イ)分科会

a 学校・福祉連携分科会

学校と福祉の連携の視点等を中心に意見交換を行います。

- ・計画の推進に対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言

b 生活・自立支援・子どもの育ち分科会

生活面や自立支援の視点を中心に意見交換を行います。

- ・計画の推進に対する助言
- ・支援に関する事業・取組の実施に対する助言

エ 開催回数及び開催時期（予定）

平成 28 年 9 月 1 日 第 1 回計画推進会議開催（全体会・分科会）

平成 29 年 2～3 月 第 2 回計画推進会議開催（全体会・分科会）

(2) 庁内連絡会

区役所及び関係局による庁内連絡会を設置し、計画の進ちよくに関する事等の計画推進会議にご意見を伺うための内容の整理、計画推進会議でのご意見を踏まえた計画推進の検討を行っています。また、庁内連絡会の下に、「子どもの学習支援・生活支援 4 事業に関する検討」「地域における主体的な取組との連携のあり方等に関する検討」の 2 つのテーマについて個別検討を行う分科会を設置しています。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

1 計画の策定について

計画の策定理由

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画2014-2017」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方等を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開の考え方、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。

計画期間

5年間（平成28年度から32年度まで）

計画の対象

- 【年齢層】生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの子ども・若者と
その家庭
- 【状況等】 ①現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭
②保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

2 経済的困窮状態や、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭の状況等

- ① 支援につながっていない子ども・若者、家庭
⇒保護者が支援を受けることを望まないなど、支援が必要な状態であっても、支援につながっていない子ども・若者や家庭がある
- ② 子どもの養育環境
⇒保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できないこと等により、子どもの養育環境が十分に整えられていない場合がある
- ③ 学習や進学
⇒○落ち着いて勉強できる環境が整っていないことや学習の習慣が身につけていないことなどにより、子どもの低学力や学習に遅れが生じている場合がある
○必要とする文具や教材が買えないことや、進学に際し十分な機会を得ることが難しい場合がある
- ④ 社会的な孤立
⇒○社会的に孤立して必要な支援を受けられない結果、一層困難な状況に置かれてしまう場合がある
○保護者と支援者の関係が切れてしまうことで、子どもに対する支援が届かなくなる場合がある

3 基本目標と施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

施策展開にあたっての基本的な考え方

国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

- ①「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり
- ②「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり
- ③人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

4 子どもの貧困対策に関する取組

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

○乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実を、子どもの貧困対策の基盤として位置付けます。

- 乳幼児期の教育・保育の保障★
- 私立幼稚園就園奨励補助★
- 地域と連携した放課後の学習支援★
- 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
- 登校支援の取組
- 学校における食育の推進
- 子どもの社会的スキルの向上
- 貧困問題の学校における理解促進
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり

施策の柱

★印：28年度予算における新規・拡充事業

施策1 気づく・つなぐ・見守る

施策の方針

○困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関の連携により支援につなげ、地域の中で見守ります。

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

- 妊娠期から子育て期にわたる相談支援
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

2 学校と区役所等の連携

- 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
- スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置
- 高校就学継続・進路選択等の支援

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
- 児童相談所等の相談・支援体制の充実
- 保育所での見守り強化

4 生活困窮者への自立支援

- 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化
- 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

施策2 子どもの育ち・成長を守る

施策の方針

- 子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するための環境を整えます。
- 困難を抱える子どもの生活を支えます。

1 子どもの育ち・成長の保障

- 乳幼児期の教育・保育の保障（再）★
- 私立幼稚園就園奨励補助（再）★
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）
- 学齢期以降の子どもの居場所

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業）★
- 寄り添い型生活支援事業★
- ひとり親家庭等日常生活支援事業★
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業★
- ひとり親家庭等医療費助成
- 就学援助・私立学校等就学奨励制度

施策3 貧困の連鎖を断つ

施策の方針

- 学校だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。
- 相談支援・経済的支援により、就学の継続や希望する進路の実現につなげます。

1 学習支援

- 寄り添い型学習支援事業★
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業）（再）★

2 進学支援・就学継続支援

- 被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）
- 高校奨学金

施策4 困難を抱える若者の力を育む

施策の方針

- 初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、専門機関と地域の連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- 青少年相談センターにおける相談・支援事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- 施設等退所後児童アフターケア事業
- 施設等退所者に対する調査★
- 地域ユースプラザ事業（応援パートナーの養成・派遣）★

施策5 生活基盤を整える

施策の方針

- 現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援します。

1 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護
- 児童扶養手当

2 保護者の就労促進

- 生活保護受給者や生活困窮者への就労支援
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業★
（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）
- 母子家庭等就業・自立支援センター★
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）★

3 子育て世帯への経済的支援等

- 児童手当
- 小児医療費助成

5 計画の進ちょく状況の把握

子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親家庭等対象ごとの目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。

対象	目標	直近の現状値	目標値 (平成32年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	95.0% (※1) 以上
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	0人 (※1)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	65% (※1) 以上
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小: 74.2% 中: 64.2% (26年度)	小: 75.0% (※2) 以上 中: 65.0% (※2) 以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	75.0% (※2) 以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率 (※3)	93.1% (26年度)	95.0% 以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (※4)	97.9% (26年度)	99.0% 以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,500人 (※1) 以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人うちの就労者数	303人 (26年度)	1,900人 (※1) 以上 (26年度～7か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値 (平成31年度)

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値 (平成30年度)

※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

○子どもの学習支援・生活支援 関連事業一覧

学習支援に関する事業		
事業名 (所管局)	新規 放課後学び場事業 (教育委員会事務局)	拡充 寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)
目的・役割	○学習支援が必要な中学生を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上を図る	○生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子ども、高校進学に向けた学習意欲や学力の向上 ○貧困の連鎖の防止に向け、将来の進路選択の幅を広げる ○学習支援を通して、子どものコミュニケーション能力、自分の将来に対する関心や自己肯定感を高める
対象者	○中学生 ○主に家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子ども ○福祉的制度利用の有無には係わらない	○主に中学3年生 ○生活保護受給世帯の子ども、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の子ども等 ○区において利用の調整・決定を行うため、福祉的制度につながっていない子どもの利用はない
実施内容	大学生や地域住民等の協力による学習支援	○個別支援の徹底 ・個々の中学生の到達度に応じた支援(遡っての学び直し支援など) ・大学生ボランティア等による学習支援を通じた精神的な成長の促進 ・志望校に応じた学力向上支援 ○1回あたり2時間程度
実施方法	1対複数による自習形式	概ね1対2による個別支援 (多動や不応答など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合もある)
主な実施場所	中学校等 (学校施設、コミュニティハウス等)	地域の実情に応じ公共施設等 (地域ユースプラザ、区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ、大学等)
実施回数	年12回程度 ※定期的な実施又は定期テスト前や夏季休業期間中等の集中的な実施	週2回から週4回 ※利用者は原則週2回までの利用
受入人数	約30人(1か所・1日あたり)	20~40人程度(1か所・1日あたり) ※1区あたりの受入規模は20~60人程度
実施主体	学校運営委員会などのボランティア組織又は学校	社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人
28年度実施予定か所数	21校(新規)	18区(27年度:13区)

生活支援に関する事業		
事業名 (所管局)	拡充 寄り添い型生活支援事業 (こども青少年局)	新規 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 (こども青少年局)
目的・役割	○養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活スキルの向上 ○宿題や復習等を中心とした学習支援	○ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子ども特有の課題※に対応し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図る (※親との離別など辛い経験、保護者の長時間の就労等により養育環境が十分に整わず基本的な生活習慣を身に付けていない、学習意欲が低い等) ○モデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討する
対象者	○小・中学生 ○生活困窮、親の疾病、不就労、外国につながる、ひとり親等、様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ子ども等	○主に小学生 ○養育環境に課題があるなど、生活支援を必要とするひとり親家庭の子ども
実施内容	○手洗い、歯磨きの練習 ○簡単な調理の指導 ○食卓の準備、仲間と食卓を囲む ○洗濯や掃除等の指導 ○宿題や復習 ○1日5時間以上	○食事の提供 ○調理実習 ○宿題や復習 ○18時前後から3時間程度
実施方法	少人数制による個別支援	少人数制による支援
主な実施場所	地域の実情に応じ設定 (民家・集合住宅等借上げによる常設施設)	地域の実情に応じ設定 (既存の居場所事業や寄り添い型生活支援事業実施施設の活用を予定)
実施回数	週5日 ※利用者は週1~2回の利用	週1回
受入人数	8~15人(1か所・1日あたり)	8~15人(1か所・1日あたり)程度(※見込)
実施主体	社会福祉法人、NPO法人等の法人	社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人
28年度実施予定か所数	8区(27年度:7区)	モデル実施2か所(新規)

子どもの貧困対策に資する地域等の主体的な取組に関する調査 実施結果(速報)

調査の概要

(1) 調査の目的

平成28年3月に「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（平成28年度～32年度）」を策定し、本計画に基づき、子どもの貧困対策として、子どもの育ちや成長を守るとともに、貧困の連鎖を防ぐ取組を総合的に進めていくこととしています。

計画に位置付けた事業・取組を進めることに加え、子どもや家庭にきめ細かな支援が届くために、地域や民間の果たす役割は大変重要です。今後、これらの取組と行政の連携や、担い手とのネットワークづくり等について検討するため、各区役所、各区社会福祉協議会で把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組、支援内容や課題等について調査しました。

(2) 調査の種類

ア 区役所で把握している取組に関する調査

「区役所対象調査」は、地域や民間団体の自発的な取組と行政の連携、担い手とのネットワークづくり等についての検討に向けた基礎資料とするため、各区役所で把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組について調査を実施しました。

イ 区社会福祉協議会で把握している取組に関する調査

「区社会福祉協議会対象調査」は地域や民間団体の自発的な取組と行政の連携、担い手とのネットワークづくり等についての検討に向けた基礎資料とするため、各区社会福祉協議会で把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組について調査を実施しました。

ウ 食事の提供を含む居場所（いわゆる「子ども食堂」）に関する区社会福祉協議会アンケート

食事の提供を含む居場所（いわゆる「子ども食堂」）に対する各区社会福祉協議会における支援内容や課題等について把握することを目的に、区社会福祉協議会に対しアンケート調査を実施しました。

(3) 調査実施方法等の概要

ア 区役所で把握している取組に関する調査

市内18区を対象に、区役所内で把握している区内の地域・民間主体の子どもの貧困対策に資する主体的な取組を調査しました。なお、区役所内においては、福祉保健課やこども家庭支援課、生活支援課、区政推進課、地域振興課等、区役所内関係課の回答を区でとりまとめました。調査期間は平成28年5月23日から6月13日までとしました。

【調査の対象】

- ・食事の提供を含む子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）
- ・学習支援を含む子どもの居場所づくり
- ・子どもの社会体験の場や機会の提供
- ・学習支援の場の運営
- ・フリースペースなど居場所の運営
- ・就労支援に向けた体験の場・機会の提供
- ・その他子どもの貧困対策に資する取組

イ 区社会福祉協議会で把握している取組

各区役所で把握している取組を除き、市内18区の区社会福祉協議会で把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組等について、回答いただきました。調査期間は平成28年7月8日から7月22日までとしました。

【調査の対象】

アと同様

ウ 区社会福祉協議会アンケート

食事の提供を含む居場所（いわゆる「子ども食堂」）に対する、区社会福祉協議会の支援の状況等について把握するため、市内18区の区社会福祉協議会を対象に、アンケート調査票を配布し実施しました。調査期間は平成28年7月8日から7月22日までとしました。

【アンケート内容】

- ・取組実施団体からの相談内容
- ・相談に対する区社会福祉協議会の対応状況
- ・取組実施団体に対する区社会福祉協議会の支援内容 等

調査結果

(1) 子どもの貧困対策に資する地域等の取組について

区役所と区社会福祉協議会が把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組を調査し、とりまとめました。

各区役所・区社会福祉協議会で把握している、子どもの貧困に資する取組の実施団体数は、地域の団体やNPO法人など98団体あり（不明を除く）、子どもの居場所づくり等121の取組が各地で行われています。

① 食事の提供を含む子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）

17区39団体[鶴見・神奈川・西・中・南・港南・保土ヶ谷・旭・金沢・港北・緑・青葉・都筑・戸塚・栄・泉・瀬谷・市内全域]

② 学習支援を含む子どもの居場所づくり

14区30団体[鶴見・神奈川・南・港南・保土ヶ谷・旭・金沢・港北・緑・都筑・戸塚・栄・泉・瀬谷]

③ 子どもの社会体験の場や機会の提供

5区8団体[港南・旭・金沢・都筑・戸塚]

④ 学習支援の場の運営

10区20団体[神奈川・南・港南・保土ヶ谷・旭・港北・青葉・戸塚・栄・瀬谷]

⑤ フリースペースなど居場所の運営

8区17団体[鶴見・南・港南・保土ヶ谷・旭・金沢・泉・瀬谷]

⑥ 就労支援に向けた体験の場・機会の提供

0区0団体

⑦ その他子どもの貧困対策に資する取組

10区12団体[鶴見・神奈川・西・港南・保土ヶ谷・磯子・緑・戸塚・泉・瀬谷]

※同一の団体が複数の取組を実施している場合もあるため、①～⑦の団体数を足し合わせた数字は98団体よりも大きい数字となっている。

区名	取組数	取組の分類							備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
鶴見	12	3	5	-	-	1	-	4	【混合】①・②1件
神奈川	5	1	1	-	3	-	-	1	【混合】①・②1件
西	6	4	-	-	-	-	-	2	
中	4	4	-	-	-	-	-	-	
南	8	5	3	-	2	1	-	-	【混合】①・⑤1件、②・④2件
港南	24	2	2	2	5	10	-	3	
保土ヶ谷	5	1	1	-	2	1	-	2	【混合】②・④・⑤1件
旭	9	2	4	2	3	1	-	-	【混合】①・②・④・⑤1件
磯子	1	-	-	-	-	-	-	1	
金沢	6	2	1	1	-	3	-	-	【混合】②・⑤1件
港北	4	2	1	-	1	-	-	-	
緑	5	1	4	-	-	-	-	2	【混合】①・②・⑦1件
青葉	4	2	-	-	2	-	-	-	
都筑	7	1	5	2	-	-	-	-	【混合】②・③1件
戸塚	5	2	1	1	1	-	-	1	【混合】②・④1件
栄	5	2	3	-	3	-	-	-	【混合】①・②1件、②・④2件
泉	5	2	1	-	-	2	-	1	【混合】①・⑤1件
瀬谷	5	2	3	-	1	1	-	3	【混合】①・②・⑤1件、②・⑦2件、①・⑦1件
市内全域	1	1	-	-	-	-	-	-	
横浜	121	39	35	8	23	20	-	20	

(2) 食事の提供を含む子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）について

区役所と区社会福祉協議会が把握している子どもの貧困対策に資する地域等の取組を調査した内容をもとに、食事の提供を含む子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）に関する取組について抽出し、以下のとおり整理しました。

※その他の取組については、今後別途整理します。

ア 取組数

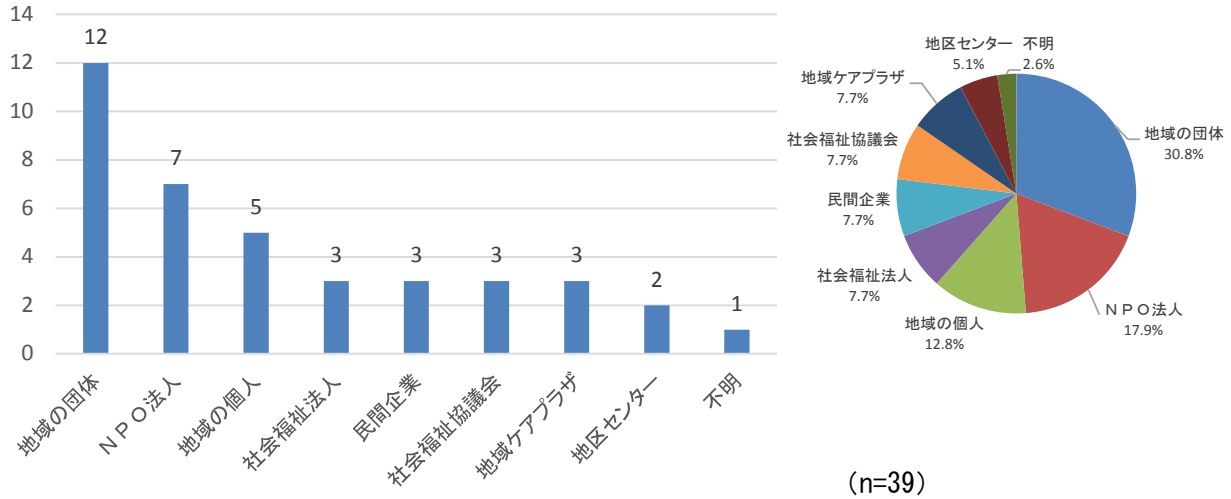
食事の提供を含む子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）に関連する取組は市内で 39 あり、市内全域で幅広く活動がなされている。

No.	区	取組数	内訳	
			区役所報告	区社協報告
1	鶴見区	3	3	
2	神奈川区	1		1
3	西区	4	1	3
4	中区	4	3	1
5	南区	5	5	
6	港南区	2	2	
7	保土ヶ谷区	1	1	
8	旭区	2		2
9	磯子区	0		
10	金沢区	2		2
11	港北区	2	1	1
12	緑区	1	1	
13	青葉区	2	2	
14	都筑区	1	1	
15	戸塚区	2	1	1
16	栄区	2	1	1
17	泉区	2	2	
18	瀬谷区	2	1	1
19	市内全域	1	1	
	計	39	26	13

※区社会福祉協議会に対しては、各区役所で把握している取組を除く、子どもの貧困対策に資する地域等の取組等について回答するよう依頼している。

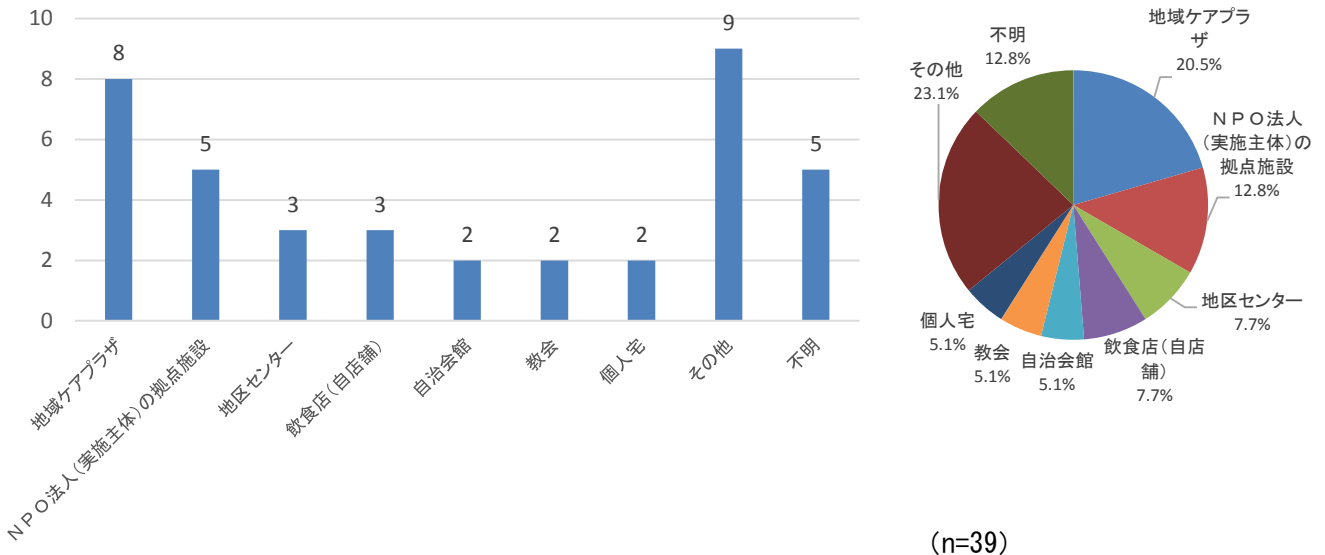
イ 実施主体の分類

実施主体は約3割が地域の団体であり、次いでNPO法人、地域の個人である。地域の施設である地域ケアプラザや地区センターの運営団体が自主事業として実施しているケースもみられる。



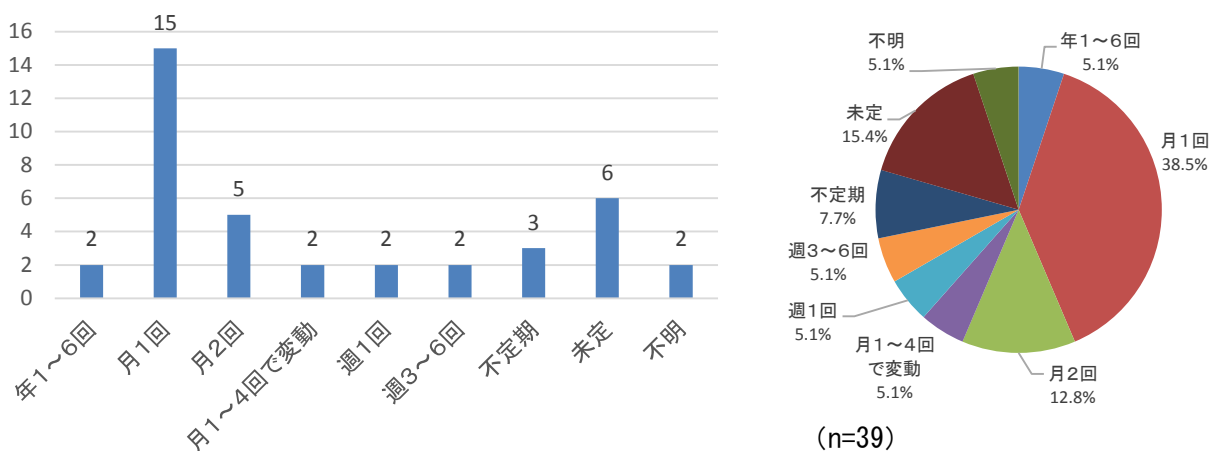
ウ 実施場所

実施場所の約2割は地域ケアプラザであり、次いでNPO法人（実施主体）の拠点施設や地区センター、飲食店（自店舗）を活用して実施している。その他には親と子のつどいの広場や地域活動ホーム、公園などが含まれ、多種多様な場所で実施されている。



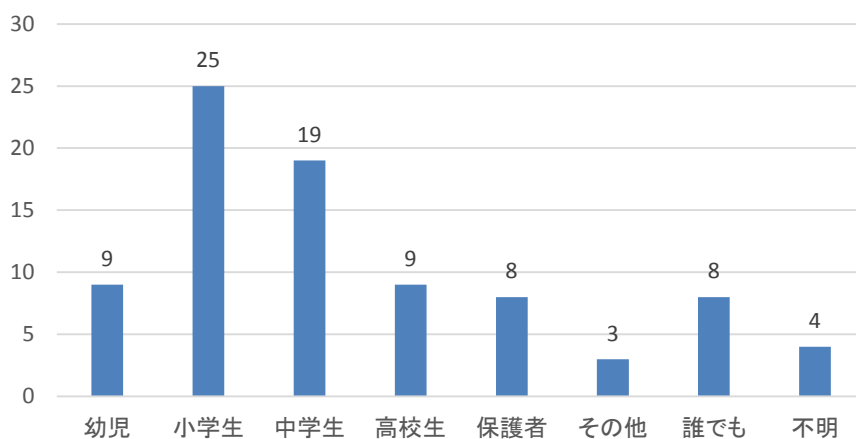
エ 実施頻度

月1回の開催が約4割で最も多いが、月に2回以上開催している団体も約3割近くに上る。一方で、開催が不定期である団体や未定・不明の団体も多く存在している。



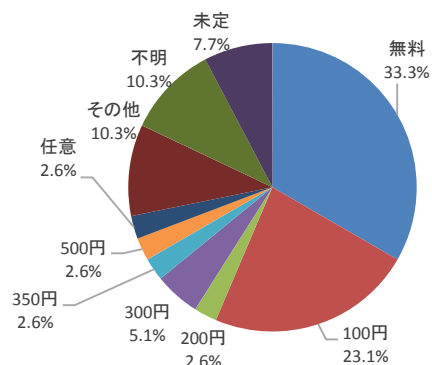
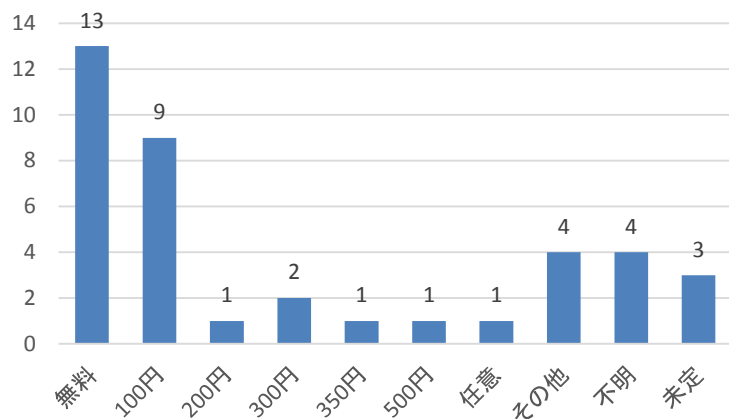
オ 対象者（複数回答）

参加対象者を小学生としている事例が最も多いが、幼児から高校生まで幅広く受け入れている団体もある。また、8団体は保護者や付き添いの大人の参加も可能としている。



カ 子どもの料金

料金については、おおよそ3分の1の団体が無料とし、有料の場合も100円～300円の安価な設定で提供し、地域の子どもたちが参加しやすい料金設定となっている。年齢によって料金体系を設定している団体もある。



(n=39)

※その他とは、年齢によって料金を分けているもの。

- ・中学生以下無料、高校生以上100円
- ・小学生未満無料、小～高校100円
- ・小中学生200円、未就学児100円
- ・未就学児無料、小学生100円、中学生以上300円

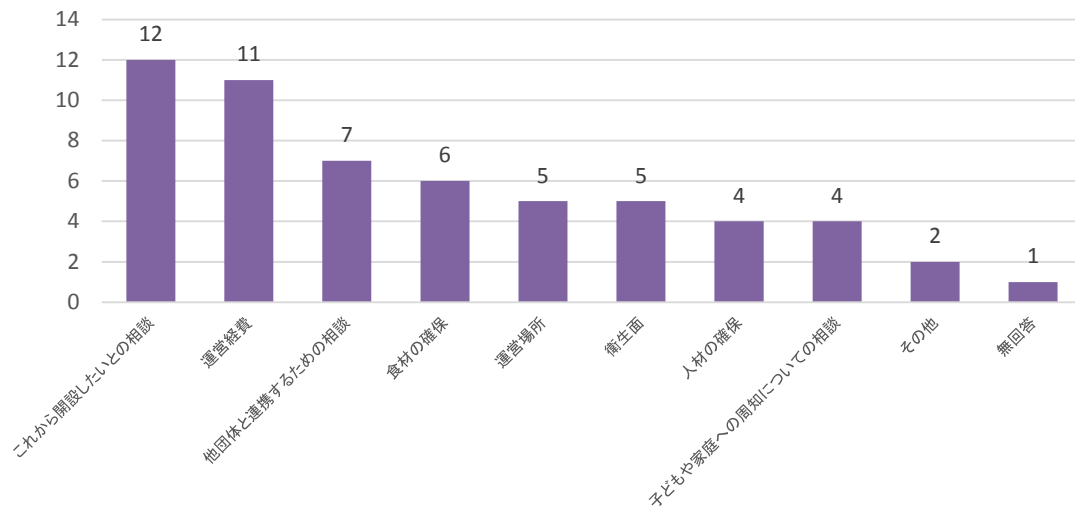
※子どもの料金は無料であっても、保護者や付き添いの大人の分については徴収する場合があります。

(3) 食事の提供を含む居場所（いわゆる「子ども食堂」）に関する区社会福祉協議会アンケート結果について

区社会福祉協議会が行う食事の提供を含む居場所（いわゆる「子ども食堂」）に取り組む団体に対する支援の状況等について、区社会福祉協議会へのアンケート結果をまとめました。

ア 取組の実施団体からの相談内容（複数回答）

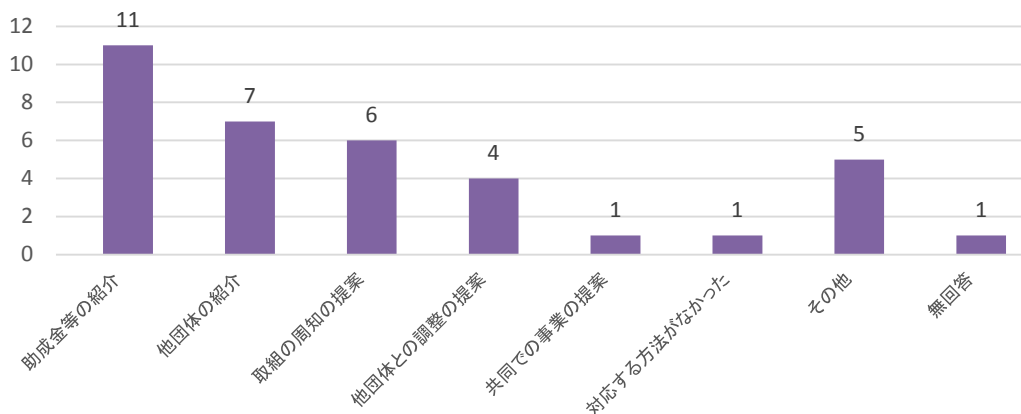
取組の実施団体から区社会福祉協議会への相談内容については、「これから開設したいとの相談」が最も多く、次いで「運営経費」や「他団体と連携するための相談」、「食材の確保」が挙げられている。



(n=18)

イ アで挙げられた相談への対応（複数回答）

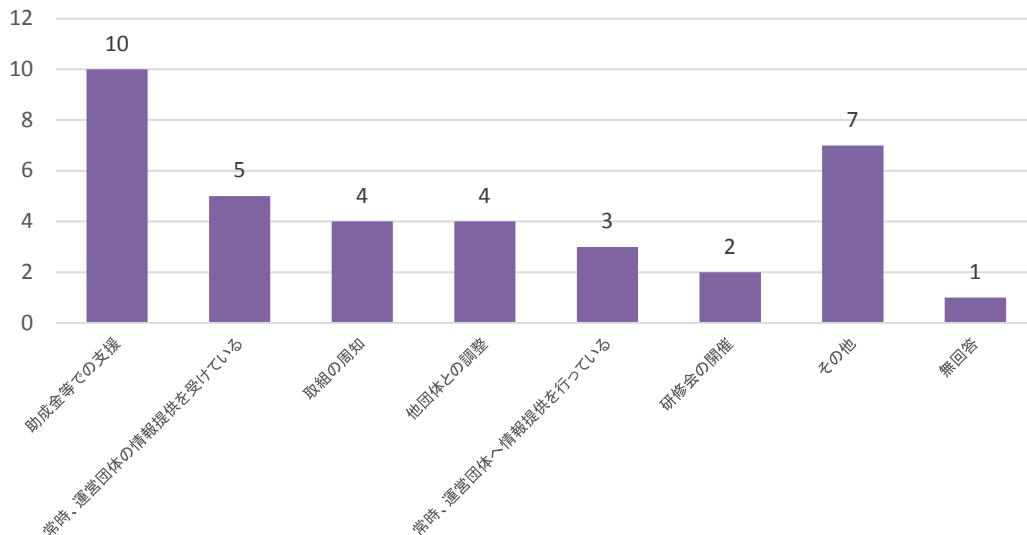
上記の相談内容に対して、区社会福祉協議会や区役所等の制度を活用した「助成金等の紹介」を行っているほか、先行事例の見学等につなげる「他団体の紹介」や、民生委員児童委員等を通じた「取組の周知の提案」をするなど対応している。その他として、「衛生面について区役所に確認する」、「関心のある方を対象に連絡会を開催し、情報交換を行う」などが挙げられている。



(n=18)

ウ 取組の実施団体への支援（複数回答）

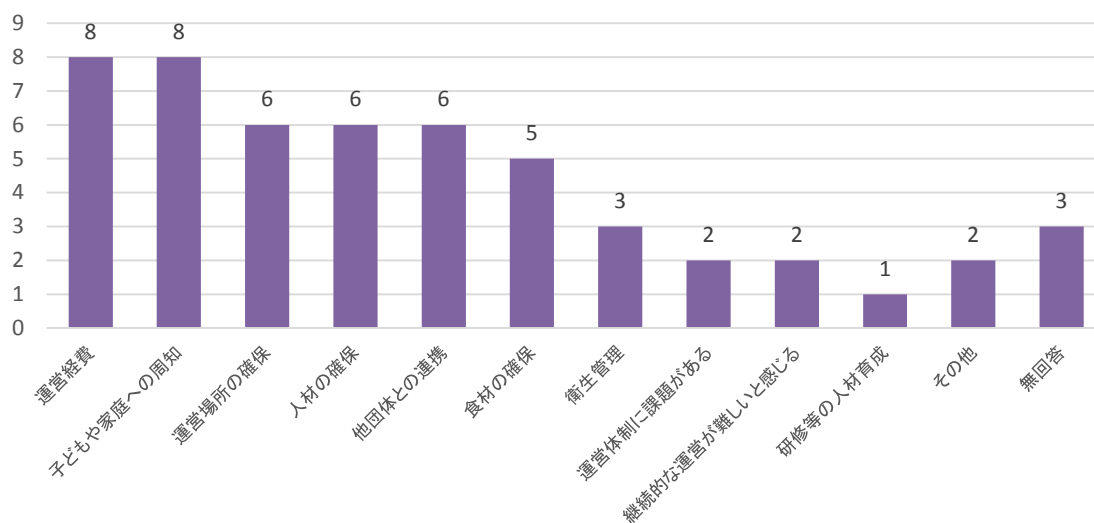
「助成金等での支援」が最も多く、次いで「常時、運営団体の情報提供を受けている」、「取組の周知」が挙げられている。その他として、「区主任児童委員を中心とした実行委員会を結成」、「ボランティアの紹介」、「食材確保、地域食材業者との仲介」、「当日の運営の手伝い」などの支援をしている。



(n=18)

エ 取組の実施団体に対する課題（複数回答）

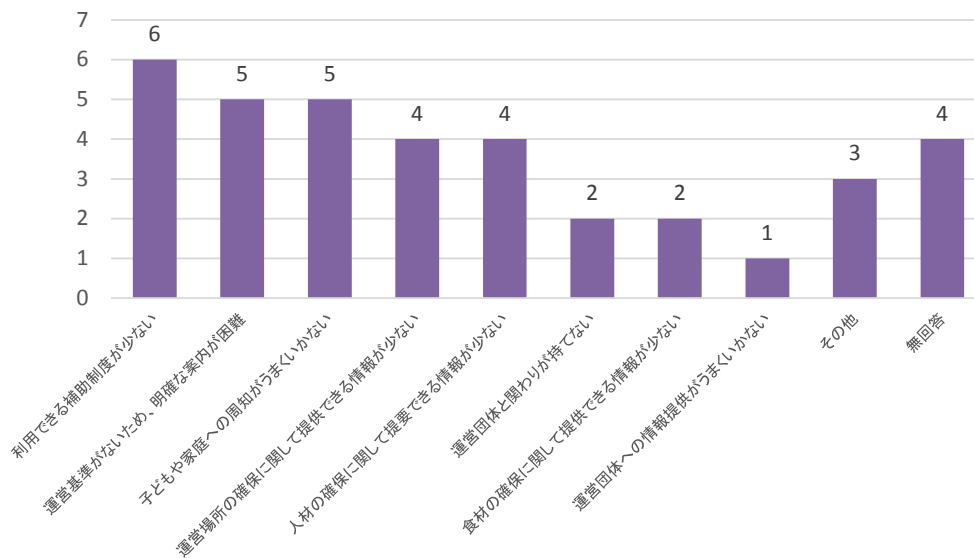
「運営経費」や「子どもや家庭への周知」が最も多く、次いで「運営場所」や「人材の確保」、「他団体との連携」といった課題が挙げられている。また、関連して、「『こども食堂』が「一時的な流行」で終わらないよう支援を行うことが必要」、「『こどもの貧困』にどう対応するかが重要であり、食だけでなく学習支援にも目を向けた仕掛けが必要」、「学習支援の団体が取り組んでおり、対象者については開かれている状況では無い」といった意見もあった。



(n=18)

オ 取組の実施団体への支援における課題

「利用できる補助制度が少ない」が最も多く、次いで「運営基準がないため、明確な案内が困難」、「子どもや家庭への周知がうまくいかない」といった課題が挙げられている。その他として、「行政の窓口が一本化していないため、調整に時間がかかる」、「支援を必要とする子どもたちの情報を学校から提供いただきたいが、個人情報のため難しい。実施団体と学校、実施団体と地域住民の信頼関係の構築が必要」との意見があった。



(n=18)

カ その他、自由記載

- ◎「子どもの貧困について知り、とりあえず始めたがなかなか子どもが集まらない。」「必要な子どもにどのように情報を届ければいいのか分からない。」との声が多い。
- ◎「こどもの貧困」に関しては、本来は「貧困の連鎖をどう絶つか」ということが大前提にあると思う。「食堂」という形で、交流を持ちながら食事を行えることは大切なことと思うが、一歩間違えれば「(単に) 大勢の人が集まって食べられる場所」にならないか、若干の疑問はある。また、「こども食堂」が一種の「はやり」で終わらせない工夫も必要である。こども食堂を貧困の連鎖を断つ一つのツールとしてとらえ、他に学習支援や居場所づくりなど、多面的にサポートしていくことに社協がかかわる意義があるように思われる。
- ◎食事が充分でない子どもを対象者の核としながら、その部分を打ち出すことで、参加者がそのような者であるとわかってしまう。こども食堂利用者＝貧しい子ども、というイメージを持たれかねない。学校との連携をさらに強化することが重要。
- ◎ケアプラザを会場としていると利用者が入りやすいと感じる。
- ◎各団体・相談者によって「こどもの貧困」の捉え方や取組みへの考えが異なり、区社協全体としての方針や関わり方をどうするのかは難しい。
- ◎「負の連鎖」を絶つためには、生の前提である「食」の支援は必須であるが、同時に学習支援や心理的サポートもなくてはならず、寄り添い型学習等支援との連携が必要である。
- ◎社会福祉協議会の立場としては、本当に支援が必要な人の見極めと周知が課題である。地域支え合い担い手の参加の場としても取り組んでいきたいと思う。
- ◎地域の子どもの参加が大勢参加し、地域の方も喜んでいて、食材は地域の方の寄付と、連合、地区社協で経費を捻出し実施できた。

児童養護施設退所者現況調査について

1 目的

平成 24 年度に施設等退所後支援事業（アフターケア事業）に着手して、本年度は 5 年目となります。これまでの事業の成果を振り返るとともに、今後のアフターケア事業の施策の方向性を定めるために、退所者の就学や就労、住まいの状況、困っていること等を調査します。

2 対象

過去 5 年以内（今年度調査では平成 23 年 4 月 1 日以降）に施設等※を退所した者。
但し、義務教育終了以前に措置解除等となった者は除きます。

※ 施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親

3 調査方法

以下の方法により、施設を対象とした調査及び退所者を対象とした調査を行います。

① 施設を対象とした調査

施設が退所者の状況についてどの程度把握しているかを調査するため、各施設等に「退所者把握状況調査表」の作成を依頼します。

② 退所者を対象とした調査

ア アンケート調査（退所者の出身施設にご協力していただきます）

（ア）アンケート用紙の郵送（①により、施設が対象者の現住所を把握している場合）

（イ）Eメールや電話による送付先確認（居住先は不明だがEメール等のみわかる場合）

： 施設職員から連絡し、アンケート用紙送付の了解が得られた場合、施設が送付先を確認し、（ア）と同様に施設から送付します。

イ 聴き取り調査（座談会形式、面談形式等を予定）

アンケート調査で、聴き取り調査の協力の可否を確認し、協力者に対して実施します。

※ アンケートは、基本は無記名ですが、聴き取り調査への協力可能な方のみ、氏名・連絡先を記載してもらいます。

4 アンケート項目の概要

- (1) 対象者の属性について
 - ： 性別、年齢、入所していた施設種別等
- (2) 現在の状況について
 - ： 就学状況、就労状況、収入、居住形態、家賃等
- (3) 本市のアフターケア事業について
 - ： 本市に求める退所後支援、市事業の認知度等

5 スケジュール

対象者の把握のため、児童相談所へ退所者リストの作成を依頼

↓
各施設等へ退所者把握状況調査表の作成を依頼

↓
アンケート用紙を各施設等から対象者へ送付。Eメール・電話による送付先確認を実施

↓
調査表・アンケートを集計（10 月末）

↓
聴き取り調査実施（11 月頃：詳細未定）

↓
分析・まとめ（11 月末）

平成 28 年度のひとり親家庭への支援事業について

平成 28 年度予算では、こどもの貧困対策の取組として、子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、子育てや生活、就業等様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクの高いひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援に重点をおいて取り組んでいます。

ひとり親家庭に対する次の事業について、国の事業の新規実施・制度拡充に合わせて、変更・新規実施します。

1 拡充事業について

事業名	事業の概要	今回の拡充内容
(1)児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給	28 年 8 月分から第 2 子以降の加算額を増額
(2)自立支援教育訓練給付金	介護ヘルパーなど職に就くために必要な技能や資格を取得するために受講する教育訓練講座の受講料の一部を支給	支給割合(2 割⇒6 割) 上限額の増(10 万円⇒20 万円)
(3)高等職業訓練促進給付金	看護師等、経済的な自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業する場合に、養成期間中の生活の負担を軽減するため生活費等を支給	支給年数の延長 (2 年⇒3 年)
(4)日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病などにより一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に家庭生活支援員(ヘルパー等)を派遣	就業を理由とした定期利用の開始(未就学児の家庭)
(5)ひとり親生活支援事業	ひとり親家庭の親を対象に、家計管理など専門家を活用した講習会、相談会の実施	ひとり親サポート横浜※で実施する「ひとり親サロン」での実施

※ひとり親サポートよこはまについて(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談、弁護士等による専門相談などを関係機関と連携しながら実施し、自立を支援しています。

2 新規事業について

事業名	事業の概要
(1)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講料の一部を支給(支給割合:受講料の最大 6 割、上限額 15 万円)
(2)ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図るためのモデル事業を 2 か所を実施